

審査基準整理票

処分名	浜大津公共駐車場における駐車料金の減免		
根拠法令名	道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例 (平成8年9月30日条例第25号)	(条項) 第5条	
基準法令名		(条項)	
所管部署	建設部 建設監理課 駐車場グループ		
標準処理期間	15日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
[浜大津公共駐車場における駐車料金の減免] 浜大津公共駐車場における駐車料金の減免は、同条例同条の「市長は、特別の理由があると認めるとき」に該当することを基準とし、それは次の事項に該当する場合をいう。			
(1) 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者。 自動車駐車時間の2時間無料			
(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。 自動車駐車時間の2時間無料			
(3) 滋賀県療育手帳制度実施要綱（昭和48年12月1日施行）等に規定する療育手帳の交付を受けている者。 自動車駐車時間の2時間無料			

<参考>

【根拠条例】

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。